平成29年度第2回 世田谷区入札監視委員会 議事概要

開催日時:平成29年11月6日(月)午後1時30分~3時30分

場 所:世田谷区役所第一庁舎2階入札室 出席委員:中川委員、三浦委員、竹内委員

事務局:財務部経理課、教育委員会事務局教育総務課

【会議次第】

1 開会

2 報告事項

- (1)世田谷区公契約条例の取り組みについて
- (2) 入札・契約制度改革について
- (3) 談合抑止力の強化に向けた取り組みについて
- (4) 28年度契約締結状況等について
- (5) 指名停止について
- 3 議事

平成28年度 抽出契約案件の審議について

4 閉会

【会議概要】

- 1 報告事項
 - (1) 世田谷区公契約条例の取り組みについて、事務局より報告。

世田谷区では、入札・契約制度の改善、受注環境整備、公共事業の品質確保等のため、「世田谷区公契約条例」及びその施行規則が平成27年4月1日から施行された。 条例に基づき、公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会の開催、労働条件確認帳票の活用、労働報酬下限額の決定等の取り組みを行っている。

※区ホームページ参照

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00135058.html http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00144400.html http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00145202.html

(2) 入札・契約制度改革について、事務局より報告。

①平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価に係る特例措置について

(主旨)

国が平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価(「新労務単価」という)は、平成28年度当初の公共工事設計労務単価(「旧労務単価」という)に比して、3.4%の上昇となっている。

これに伴い、国が特例措置を定め、各自治体についても、新労務単価の適用とともに、国の措置を参考に適切な運用に努めるよう要請があったことをうけて、国と同様の特例措置を講じることとした。

(特例措置の内容)

平成29年3月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して 予定価格を積算しているものを対象とする。受注者は、工事請負契約約款第54条 等の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するた めの協議を請求することができる。

なお、区は受注者に対し、特例措置の対象であることを個別に通知する。

※区ホームページ参照

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00151777.html

- ②最低制限価格の算定方法の見直しについて (変更内容)
- 工事請負契約

【変更前】直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.8 + 一般管理費 \times 0.55

【変更後】直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + **現場管理費×0.9** + 一般管理費×0.55

・建築設計又は設備設計の業務委託契約

【変更前】直接人件費×1 + 特別経費×1 + 技術料等経費×0.65 + 諸経費×0.55

【変更後】直接人件費 $\times 1$ + 特別経費 $\times 1$ + **技術料等経費\times 0.6** + **諸経費\times 0.6**

・土木設計の業務委託契約

【変更前】直接人件費×1 + 直接経費×1 + その他原価×0.65 + 一般管理費×0.55

【変更後】直接人件費 $\times 1$ + 直接経費 $\times 1$ + その他原価 $\times 0.9$ + 一般管理費 $\times 0.45$

測量の業務委託契約

【変更前】直接測量費×1 + 測量調査費×1 + 諸経費×0.55

【変更後】直接測量費 $\times 1$ + 測量調査費 $\times 1$ + **諸経費\times 0.45**

地質調査の業務委託契約

【変更前】直接調查費 $\times 1$ + 間接調查費 $\times 1$ + 解析等調查業務費 $\times 0.7$ + 諸経費 $\times 0.55$

【変更後】直接調査費×1 + <u>間接調査費×0.9</u> + <u>解析等調査業務費×0.8</u> + <u>諸経費×0.45</u> (適用開始日)

平成29年4月1日以降に契約する案件について適用する。

③総合評価競争入札の落札者決定基準の変更について

(主旨)

原則として予定価格2千5百万円以上の工事請負契約の一部を対象としている総合評価競争入札について、地域に貢献している事業者を適切に評価する観点から、 入札制度改革の一環として、平成29年度より落札者決定基準を変更する。

(落札者決定基準の変更点)

i)施工能力評価点に優良工事実績点を追加する。

入札をした者が請け負った工事のうち、発注工事に係る入札の公告をした日の属する年度前5箇年度内に、毎年度区が公表する「工事成績トップ10」に認定されたものがある場合は2点とする。ただし、複数の工事が認定されていることによる点数の追加加算は行わない。

2) 地域貢献評価点に区内本店への加点を追加する。

発注工事に係る入札を公告した日において、東京電子自治体共同運営電子調達 サービスにおける入札参加資格で、本店所在地が世田谷区内にある場合は2点と する。

(適用開始日)

平成29年4月25日以降に公告する案件

※区ホームページ参照

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00132182.html

④平成28年度総合評価競争入札の実施状況について

平成28年度における総合評価競争入札の実施は17件。

一般土木工事 1件、道路舗装工事 3件、建築工事 3件、一般塗装 1件、 電気工事 2件、空調工事 2件、給排水衛生工事 1件、造園工事 4件

- (3) 談合抑止力の強化に向けた取り組みについて
 - ①談合抑止力の強化に向けた取り組みについて、事務局より報告。

(主旨)

世田谷区では、談合情報取扱要綱及び指名停止基準の制定等により、従前より談合の抑止に努めてきたところである。このたび、世田谷区入札監視委員会からの提言等を踏まえ、談合抑止力を一層強化するための取り組みを行うこととした。

(改正内容)

i) 世田谷区指名停止基準の改正

(変更点)

独占禁止法違反及び談合による逮捕又は起訴があった際の指名停止期間を以下のとおり改正する。

措置要件	変更前	変更後
(独占禁止法違反)		
業務に関し独占禁止法に違反し、契約の		
相手方として不適当であると認められると		
き。		
イ 区発注の契約に関するもの	2箇月以上18箇月以內	3箇月 以上 27箇月 以内
ロ イを除く関東地方の契約に関するもの	1 箇月以上12 箇月以內	2箇月 以上 18箇月 以内
ハ イ・ロ以外の区域の契約に関するもの	1 箇月以上 6 箇月以內	1 箇月以上 9 箇月 以内
措置要件	変更前	変更後
(談合による逮捕又は起訴)		
代表役員等、一般役員等又は使用人が談		
合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な		
いで公訴を提起されたとき。		
イ 区発注の契約に関するもの	2 箇月以上24 箇月以內	3箇月 以上 36箇月 以内
ロ イを除く関東地方の契約に関するもの	1 箇月以上12 箇月以內	2箇月 以上 18箇月 以内
ハ イ・ロ以外の区域の契約に関するもの	1 箇月以上 6 箇月以内	1 箇月以上 9 箇月 以内

(適用日)

平成29年8月1日

ii) 契約約款の改正

(変更点)

談合その他不正行為があった際の賠償金の金額を以下のとおり改正する。

変更前	変更後
契約金額の10分の1に相当する額	契約金額の <u>10分の3</u> に相当する額

(適用日)

平成29年8月1日以後に締結する契約(平成29年7月31日以前に公告をした入札に付された契約等を除く。)について適用する。

※区ホームページ参照

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00154672.html

②談合情報に対する取扱いの改善について

(主旨)

区が発注する契約に係る談合情報に対する取扱いについて、一層の透明性と公正性を確保するため、下記の取り組みを行うこととした。

- i) 世田谷区談合情報取扱要綱の改正等
 - ・世田谷区入札参加者等選定委員会は、談合情報の検討を付議された場合は、必ず一堂 に会して情報を共有し、入札執行の是非を検討する。
 - ・談合情報について、調査の要否を判断するための基準を設け、新たに条文に加える。

- ・事情聴取をする際の質問項目と回答内容をより詳細に記録する事情聴取書及びより厳格な文面の誓約書の様式を定める。
- ・談合情報について、公正取引委員会への連絡のほか、警察への相談・情報提供をする旨を明記する。

ii) 入札参加者心得の改正

「談合情報等への対応」の条項を設け、以下の内容を加筆及び強調する。

- ・談合情報があったときは、入札執行の延期・中止、誓約書の徴収並びに積算内訳書等の徴収などを行うことがある。
- ・談合情報について区が必要と認めるときは、公正取引委員会への連絡や警察への相談
- 情報提供を行う。
- ・談合その他の不正行為の事実が認められたときは、契約を解除することがある。また、 契約者から賠償金として、契約金額の10分の3に該当する額を徴収する。

(適用日)

平成29年11月

※区ホームページ参照

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00156626.html

(4) 平成28年度契約締結状況等について、事務局より報告。 平成28年度工事請負契約締結状況・・・312件

一般競争入札(216件)、指名競争入札(18件)、随意契約(78件)

(5) 指名停止について、事務局より報告。

平成28年度指名停止運用状況・・・16件

2 議事

平成28年度 抽出契約案件の審議について 各委員が抽出した9案件について審議した。

(1) 審議対象案件

①世田谷区立烏山川緑道改修工事【梅丘2-1先~世田谷4-24先】

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・総合評価競争入札である本件にて、価格	・本件においては、工事成績評価点の影響
点順位が2位、施工能力及び地域貢献評価	はなく、配置予定技術者の実績及び配置予
点順位が1位の業者が落札した理由につ	定技術者の資格の点差により、施工能力及
いて。特に、工事成績評価点の影響があっ	び地域貢献評価点の差ができている。
たかどうか。	

②世田谷区立西経堂児童遊園 園路舗装打換工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・(資格確認申請者が1者のため、指名競	本工事の場合、資材のロスが多いこと、ま
争入札とした案件において) 12者応札	た手間のかかる作業が多いことから、その分
中、11者が最低制限価格未満というの	の追加経費を計上している。
は、どのような理由が考えられるか。最低	最低制限価格も同様の積算に基づき算出
制限価格の設定が高すぎたとは考えられ	しているため、応札者の認識に比べると高く
ないか。	設定されていたということも考えられるが、
	算定制限価格自体は算定式に基づき適切に
	設定している。
・資格確認申請者が少数の場合に、案件を	
中止し指名競争入札に切替える入札方法	
について、今後も経過を見守っていく必要	
がある。	

③世田谷区立宮坂区民センター改修電気設備工事(平成28年)

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・改修工事は新築時の施工業者が有利だと	・従前の工事を受託した業者は、既に廃業
予想するが、新築時の施工業者は参加して	しており、今回の入札には参加していな
いるのか。	い。入札価格はばらついている。

④世田谷区立山野小学校改築工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・予定価格が高く、落札率も高め(99.	・現場が狭いこと、道路づきが悪いこと等
84%) であるが、どのような理由が考え	から、効率的に施工することが難しいた
られるか。	め、各社ともあまり差がなく落札率が高め
	になっていると考えられる。

⑤世田谷区祖師谷まちづくりセンター改修電気設備工事(平成28年度)

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・落札率が高い (97.75%) が、どの	・本件は、居ながら工事であり、工区を分
ような理由が考えられるか。	けて工事を行うこと、道路づきがよくない

	ため誘導員の配置等が大変であること等 から、落札率が高めになっていると考えら
	れる。
・電気工事の落札率の傾向はどうか。	・電気工事については落札率は高めの傾向 ある。特に大きな工事となるとさらに高め となる。

⑥世田谷区立深沢中学校太陽光発電設備工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・随意契約とした理由について。	・体育館の屋根が普通のコンクリートの屋
	根ではなく、金属製の屋根になっている。
	そこに太陽光発電設備を設置するため、建
	築工事と一体的に行うべきであることか
	ら、建築工事を受託している業者と随意契
	約をした。

⑦世田谷区立粕谷区民センター改修工事(平成28年)

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・契約金額が高め(1億円以上)の案件で	・既存の改修工事であることから、困難性
落札率が92.67%、応札者が1者(辞	はある。また、図書館や児童館等が入って
退が4者)であるが、難しい工事だったの	いることから、何回かに分けて移転をして
カゝ。	工事をしていく必要があり、工期的にも大
	変だったと推察する。
	また、年度当初の発注であり、同時期発
	注の他の案件も多くあることらか、そちら
	に流れたことも辞退理由として考えられ
	る。

⑧旧世田谷区立希望丘中学校校舎棟地下解体他工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・落札率が低く(89.65%)、応札者	・予定価格の積算については、東京都の積
9者中5者が最低制限価格未満となって	算基準に則っている。一般的な工事と比べ
いるが、予定価格が高すぎたのではない	て、人件費が主になってくるので、その部

か?	分を事業者が安く積算した可能性はある。
・下請労働者の状況はどうか?	・工事完了後の工事成績評定も悪くなく、
	現場についても適切に工事がされていた
	と考えている。

⑨旧世田谷区立若林中学校解体工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・(予定価格と契約金額に1億円近くの差	・⑧同様に、予定価格の積算については、
があることについて)	東京都の積算基準に則っている。
予定価格は適正だったかどうか。	
・⑧の案件と技術的な違いがあるのか。	・外壁にアスベストを含有しているため、
	その撤去が含まれるところが大きい違い
	であり、技術の差により積算に影響を及ぼ
	していることも考えられる。
・失格基準価格未満とはなにか。	・本件は議決案件であり、低入札調査価格
	制度を採用している。この制度は、予め区
	が定めた一定基準(調査基準価格)以下で
	あった場合に、その入札価格において契約
	内容に適合した履行がなされないおそれ
	があるか否かの調査を行う制度である。低
	入札調査基準価格の範囲内で失格基準価
	格を設け、失格基準価格未満の場合は、失
	格となる。

(2) 審議結果

審議対象案件について様々な質問や意見等が出されたが、個別の案件や入札契約手続きに関して、特に区に対し具申すべき点、又は改善すべき点はなかった。